

平成 28 年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 3 科目で 90 分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第 1 問から第 1 5 問について、会社法の規定又は判例の趣旨等に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを 1 つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第 1 問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 公開会社とは、財務情報を広く公開している株式会社をいう。
2. 株式に、全部取得条項を付すことはできない。
3. 最高裁判所の判例によれば、法人格否認の法理が適用されるのは、一人会社の事例に限定される。
4. 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上である株式会社は、大会社になる。
5. 持分会社には、匿名組合も含まれる。

第 2 問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 法人は、発起人となることができない。
2. 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載又は記録しなければならない。
3. いわゆる変態設立事項には、発起人が受ける特別の利益も含まれる。
4. 見せ金に関する罰則は、会社法上は、設けられていない。
5. 発起設立において、設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

第 3 問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 非公開会社は、内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行することはできない。
2. 株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。
3. 株式会社は、必ず株主名簿管理人を置かなければならない。
4. 子会社は、その親会社である株式会社の株式を、例外なく自由に取得できる。
5. 株主代表訴訟（責任追及等の訴え）は、途中で和解することはできない。

第 4 問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
2. 株主総会は、原則として取締役が招集する。
3. 株主総会は、株主全員の同意があるときは、原則として招集の手続を経ることなく開催することができる。
4. 単元株式数を定款で定めている場合には、株主は、1 単元の株式につき 1 個の議決権

を有する。

5. 取締役は、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、例外なく当該事項について詳細な説明をしなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（指名委員会等設置会社は除く）。

1. 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、そのすべては、社外取締役でなければならない。
2. 取締役の任期は、原則として4年である。
3. 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社における取締役の利益相反取引について、株主全員の同意がある以上、別に取締役会の承認を要しない。
4. 取締役の報酬等については、すべて定款で定めなければならない。
5. 取締役の株式会社に対する損害賠償責任は、絶対的に免除することができない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は除く）。

1. 代表取締役は、取締役の中から選定しなければならない。
2. 最高裁判所の判例によれば、代表取締役の解任（解職）に関する取締役会の決議については、当該代表取締役は特別利害関係者に該当せず、議決権を行使できる。
3. 取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行う。
4. 取締役会設置会社においては、競業取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。
5. 取締役会の議事録は、電磁的記録をもって作成することもできる。

第7問 監査役又は会計監査人等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、子会社の取締役を兼ねることができる。
2. 監査役は、取締役と共同して、計算書類を作成する。
3. 監査役会の決議は、常に監査役の全員の同意をもって行う。
4. 会計参与は、いつでも、会計帳簿の閲覧をすることができる。
5. 会計監査人は、すべての取締役会への出席が義務付けられている。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
2. 株式会社の計算書類には、株主資本等変動計算書も含まれる。
3. すべての株式会社は、連結計算書類を一律に作成しなければならない。
4. 株式会社は、自己株式に対し、剰余金の配当をすることはできない。

5. 社債権者は、社債の種類ごとに社債権者集会を組織する。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社は、株式を発行することができない。
2. 持分会社の社員の全部は、有限責任社員である。
3. 持分会社の業務を執行する社員には、競業は禁止されていない。
4. 持分会社には、会計参与の設置が義務付けられている。
5. 持分会社は、会計帳簿を作成しなくてもよい。

第10問 会社の組織再編である株式交換について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、株式交換をすることができる。
2. 合名会社は、株式交換をすることができない。
3. 株式交換では、完全親会社が新設される。
4. 株式交換では、株式交換契約を締結しなければならない。
5. 株式交換において株主に交付する対価は、金銭等でもよい。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

子会社とは、会社はその総株主の議決権の（ ）を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

1. 過半数
2. 全部
3. 一部
4. 3分の1
5. 5分の1

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

（ ）とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。

1. 剰余金の配当請求権
2. 自益権
3. 少数株主権
4. 残余財産の分配請求権
5. 新株予約権

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社において、執行役は、()の決議によって選任する。

1. 常務会
2. 取締役会
3. 経営委員会
4. 監査役会
5. 社債権者集会

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社の()の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

1. 剰余金
2. 準備金
3. 資本金
4. 売上高
5. 経常利益

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

公開会社の新株発行の無効の訴えは、効力発生日から()以内に提起しなければならない。

1. 2週間
2. 20日
3. 1か月
4. 2か月
5. 6か月

【民事訴訟法】

問1 渉外要素を含む訴訟に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 外国の領事が証人として任意に出頭し、証言をした場合であっても、その証言を証拠とすることはできない。
- 2 送達も裁判権の行使であり、主権免除の特権を享受する場合、外国国家に対して訴状を送達することは不可能であるが、免除特権を放棄することもありうるので、それを放棄するか否かを確認する措置をとり、その意思がないことが確認されて初めて、外国国家を被告とする訴えを却下すべきである。
- 3 国連等の国際機関は主権免除を享受できない。
- 4 主権免除を享受するものに対して下された判決であっても、再審の訴えによって取り消されるまでは有効である。
- 5 外国国家が日本にある大使館で用いるためのコンピューターを日本で日本の業者から購入したが、その購入代金を支払わない場合、当該業者は購入代金の支払を求めて、その外国国家を日本の裁判所に訴えることができる。

問2 乙は甲会社から住宅を買うにあたり、住宅の売買契約に関する訴訟の第一審裁判所を、甲会社の本店所在地にあるA地方裁判所とする本件管轄の合意をした。乙は甲に、住宅の引渡し遅れによる債務不履行があったとして売買契約を解除したうえ、損害賠償を求める訴えを乙の住所地にあるB地方裁判所に提起した。以上の事実関係の下において、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 本件管轄の合意は、乙が契約解除をしたことにより無効になる。
- 2 甲が管轄違いの抗弁を提出せずに応訴した場合、乙の住所地にあるB地方裁判所が管轄権を有する。
- 3 本件管轄の合意は、その対象となる訴えが特定されていないので無効である。
- 4 通説を前提とすると、本件管轄の合意は専属的合意と理解される。
- 5 乙がこの損害賠償請求権を丙に譲渡した場合、丙は本件管轄の合意に拘束されることはない。

問3 不動産登記に関連した訴訟に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 不動産登記手続請求訴訟は、被告に対して登記手続を命ずる判決が確定することによって、登記記録を変動させるものであり、その判決が確定しない限り登記記録の変動を何人も主張することができないから、形成訴訟である。

- 2 不動産の売買契約が締結され、売買代金も支払われたが、売主が所有権移転登記に応じない場合、買主は登記請求権を保全するために、当該不動産の処分禁止の仮処分を申し立てることができる。
- 3 不動産登記記録の推定力は事実上のものであるから、原告が、ある不動産について、その所有権を有すると主張して、被告名義の抵当権設定登記の抹消登記手続を求める訴訟において、原告は、請求原因として、抵当権設定登記が正当な権原に基づかないことを基礎付ける事実を主張する必要はない。
- 4 被告に対して登記手続を命ずる判決が確定したときは、被告は、その確定の時に登記申請の意思表示をしたものとみなされる。

問4 通説を前提とした場合、重複訴訟の禁止に関する次の記述のうち誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 裁判所が重複訴訟に気づかないまま前訴と後訴について判決がなされ、両判決が確定した場合、訴訟係属の前後にかかわらず、先に確定した判決が拘束力を持つ。
- 2 裁判所は、重複訴訟と認められる場合に、後訴を不適法として却下するには、重複訴訟の禁止に抵触する旨の当事者からの主張の有無を問わない。
- 3 債務不存在確認訴訟の係属中であっても、被告が原告に対して同一の債権について給付を求める利益を有するので、この給付請求のための別訴提起は重複訴訟の禁止に反することはない。
- 4 裁判所は、重複訴訟の禁止に触れる訴えであっても、請求の趣旨が前訴のそれに完全に一致する訴えでなければ、常にこれを却下すべきであるとは限らない。
- 5 債権者代位訴訟の係属中に、債務者が第三債務者に対して同一の債権について別訴を提起することは、重複訴訟の禁止に反して許されない。

問5 XがYに対して貸金の返還を求める訴えを地方裁判所に提起する場合に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 Yが未成年者である場合、Yの親権者であるAおよびBは、訴訟法上も法定代理人となり、各自Yを代理する。
- 2 未成年者Yの親権者AおよびBが死亡したが、Yには未成年後見人がいない場合、Xは、未成年後見人が選任された後でなければ、Yに対する訴えを提起することはできない。
- 3 Xは、裁判所の許可を得て、Xの未成年の子Cを、訴訟代理人とすることができる。
- 4 Xが、弁護士のDおよびEを訴訟代理人に選任した場合、DおよびEは各自Xを代理する。
- 5 XY間の契約締結時にたまたまXと一緒にいたXの子F（当時13歳）は、証人となることはできない。

問6 次のうち、訴訟担当とは構成できないものを1つ選びなさい。

- 1 取立訴訟における差押債権者
- 2 債権者代位訴訟における債権者
- 3 支配人
- 4 株主代表訴訟の株主
- 5 サービサー

問7 売買代金請求訴訟において、被告は、売買契約が錯誤により無効である、仮にそうでないとしても時効で消滅している、そうでないとしても弁済で消滅した、そうでないとすれば反対債権で相殺する、と主張した。以下の記述のうち、裁判所の審理のあり方として適当なものを1つ選びなさい。

- 1 被告の主張どおりの順序、すなわち錯誤無効から審理する。
- 2 実体法の論理どおり、まず、契約が有効に成立したかどうか、すなわち錯誤無効から審理する。
- 3 審理の簡単そうな時効消滅から審理する。
- 4 反対債権の存在が明らかである場合には、相殺から審理する。
- 5 被告に最も有利な弁済から審理する。

問8 訴訟の審理手続に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 合議体の裁判官の過半数が交代した場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、当該証人の尋問をしなければならない。
- 2 単独の裁判官が交代し、その直後の口頭弁論の期日において、原告が出頭しなかった場合には、被告は、従前の口頭弁論の結果を陳述することはできない。
- 3 合議体で審理をしていた事件について、合議体で審理及び裁判をする旨の決定が取り消され、その中の一人の裁判官が単独で審理を進めることとなったときは、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述する必要はない。
- 4 裁判所は、証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するときは、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
- 5 判決が、その基本となる口頭弁論に関与していない裁判官によってされたことは、原告の理由にも再審の理由にもなる。

問9 自由心証主義に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 自由心証主義の下でも、弁論の全趣旨のみで事実認定をすることは許されない。
- 2 自由心証主義は、職権探知主義がとられている訴訟では適用されない。
- 3 自由心証主義は、主要事実及び間接事実のみならず、補助事実についても適用される。
- 4 自由心証主義の下では、一方の当事者が提出した証拠を相手方当事者に有利な事実の認定の資料に用いてはならない。
- 5 当事者が文書提出命令に従わない場合の効果に関する制裁規定は、自由心証主義を排除するものではない。

問10 訴えの取下げに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 訴えを取り下げることができるのは、終局判決が言い渡されるまでである。
- 2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出している、それを口頭弁論又は弁論準備手続の期日において陳述していなければ、相手方の同意を得なくても、その効力を生ずる。
- 3 原告が連続して2回口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続において申述をしないで退廷若しくは退席した場合は、訴えの取下げがあったものとみなされる。
- 4 訴えが取り下げられたときは、訴訟は、初めから係属していなかったものとみなされる。
- 5 訴訟代理人は、特別の委任を受けなくても、必要と考えたときは訴えを取り下げることができる。

問11 貸金返還請求訴訟の判決に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 請求認容判決が確定した後、原告が再訴した場合には、裁判所は、事実審の口頭弁論終結後の事由の有無を審理し、それがなければ、前訴判決の既判力によって請求認容判決をすべきである。
- 2 請求認容判決が確定した後、被告が当該債務の不存在確認訴訟を提起した場合には、裁判所は、事実審の口頭弁論終結後の事由の有無を審理し、それがなければ、前訴判決の既判力によって請求棄却判決をすべきである。
- 3 請求認容判決が確定した後、被告が請求異議訴訟を提起して、前訴が第一審に係属中に弁済していたと主張することは、前訴判決の既判力によって許されない。

- 4 被告の弁済の抗弁を容れた請求棄却判決が確定した後、被告が、後訴において、当該貸金債権が不成立であったので弁済した金員は不当利得になると主張して、不当利得の返還請求をすることは、訴訟物を異にするので、前訴判決の既判力に触れることはない。
- 5 被告が主張した相殺の抗弁が反対債権（自働債権）の不存在を理由に排斥されて請求認容判決が確定した場合、被告が後訴において反対債権を訴求することは、前訴判決の既判力によって排斥される。

問 12 XのYに対する所有権に基づく動産引渡請求訴訟において、請求認容の判決が下され、確定した。この判決の既判力が及ばない者を1つ選びなさい。

- 1 訴え提起前から当該動産をYから寄託されているA
- 2 訴え提起前から当該動産をYから賃借しているB
- 3 口頭弁論終結後に当該動産をYから無償贈与されたC
- 4 口頭弁論終結後にYを相続したD
- 5 口頭弁論終結後に当該動産をXから購入したE

問 13 共同訴訟に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 必要的共同訴訟において、共同訴訟人のうち一人が相手方の主張を争った場合、共同訴訟人全員が争ったことになる。
- 2 通常共同訴訟において、共同訴訟人のうち一人が証拠を提出した場合、他の共同訴訟人がこれを援用しなくても、裁判所は他の共同訴訟人との関係においても、その証拠を事実認定の資料とすることができる。
- 3 必要的共同訴訟において、共同訴訟人のうち一人について手続の中断事由がある場合には、共同訴訟人全員について手続が中断される。
- 4 通常共同訴訟においては、共同訴訟人は、独立して相手方当事者と訴訟上の和解をすることができる。
- 5 必要的共同訴訟において、期日に共同訴訟人のうち一人しか出頭していなかった場合、相手方が準備書面に記載していない事実を主張しても、相手方は共同訴訟人全員に対する関係でこの事実を主張しなかったことになる。

問 14 補助参加に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 補助参加人を尋問するには、当事者尋問の形式によらなければならない。
- 2 一方の当事者の配偶者というだけでは補助参加をすることはできない。
- 3 補助参加人は、原則として、一切の訴訟行為をすることができる。
- 4 補助参加人に対しても、判決の効力が及ぶ。
- 5 訴訟告知を受けた者が現実に訴訟に参加しなくても、判決の効力が及ぶ。

問 15 抗告に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 通常抗告は、決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内にしなければならない。
- 2 即時抗告についての地方裁判所の裁判に対しては、再抗告をすることはできない。
- 3 抗告は、原決定に対して不服を有する当事者または第三者が、抗告裁判所に抗告状を提出して行う。
- 4 抗告審手続は、判決手続であり、厳格な二当事者対立構造となっている。
- 5 原裁判所は、抗告が適法で理由があると認めるときは、原決定を更正しなければならない。

【刑事訴訟法】

【No.1】 公判手続に妥当する原理・原則を1つ選びなさい(2点)。

- (1) 令状主義
- (2) 糺問主義
- (3) 職権探知主義
- (4) 書面審理主義
- (5) 集中審理主義

【No.2】 憲法33条が規定する「権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状」による逮捕にあたるものを1つ選びなさい。ただし、最高裁判所の判例がある場合には、それに従うものとする(2点)。

- (1) 召喚
- (2) 仮逮捕
- (3) 緊急逮捕
- (4) 現行犯逮捕
- (5) 準現行犯逮捕

【No.3】 通常逮捕された被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、逃亡または罪証隠滅のおそれがあるときに、逮捕に引き続きおこなうことができるものを1つ選びなさい(2点)。

- (1) 勾引
- (2) 留置
- (3) 拘留
- (4) 勾留
- (5) 仮留置

【No.4】 非公開のものを1つ選びなさい(2点)。

- (1) 判決宣告手続
- (2) 勾留理由開示
- (3) 即決裁判手続
- (4) 簡易公判手続
- (5) 期日間整理手続

【No.5】 以下の (A) から (J) までの捜査手法のうち、裁判官の発付する令状に基づいてのみしか行うことができない捜査機関の活動の個数を選びなさい。ただし、最高裁判所の判例がある場合には、それに従うものとする (2点)。

(A) 被疑者の責任能力の有無を判断するための鑑定留置、(B) 捜査機関が、強盗殺人事件の被害者の銀行口座からキャッシュカードで現金が引き下ろされたかを銀行に確認すること、(C) 被疑者の犯行を目撃した参考人による犯人の面割り、(D) 警察犬による被疑者が犯行現場に遺留した物に対する臭気選別の実施、(E) 警察官を見て逃げ出した者に対する職務質問、(F) 小包を開封しないでその中身を明瞭に確認するための X 線検査、(G) 現行犯逮捕された被疑者の写真撮影、(H) 自動車を運転している者が酒気を帯びて自動車を運転しているかを確認するための呼気検査、(I) 殺人の謀議に関する通話内容の傍受、(J) 被疑者の毛髪の採取

- (1) 0 個
- (2) 2 個
- (3) 4 個
- (4) 6 個
- (5) 8 個

【No. 6】 第 1 審判決に対する不服申立てを 1 つ選びなさい (2点)。

- (1) 抗告
- (2) 控訴
- (3) 上告
- (4) 準抗告
- (5) 特別抗告

【No. 7】 以下の文章は、最高裁判所の決定文である (最決平成 16・7・12 刑集 58 巻 5 号 333 頁)。この決定文中のカッコにあてはまる語句の組合せのうち正しいものを 1 つ選びなさい (2点)。

「おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた (A) が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで (B) 等により検挙するものであるが、少なくとも、(C) がいない薬物犯罪等の捜査において、(D) のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法 197 条 1 項に基づく (E) として許容されるものと解すべきである。」

(A) — (B) — (C) — (D) — (E)

- (1) 麻薬取締官—緊急逮捕—被害者—強制処分—任意捜査
- (2) 麻薬取締官—所持品検査—明白な被害者—強制処分—任意捜査
- (3) 捜査協力者—現行犯逮捕—直接の被害者—通常の捜査方法—任意捜査
- (4) 捜査協力者—所持品検査—直接の被害者—やむを得ない捜査方法—強制処分
- (5) 捜査協力者—現行犯逮捕—被害者—通常の捜査方法—任意捜査

【No. 8】 以下の文章は、最高裁判所の決定文である（最決平成 7・2・28 刑集 49 卷 2 号 481 頁）。この決定文中のかっこにあてはまる語句の組合せのうち正しいものを 1 つ選びなさい（2 点）。

「なお、職権により判断するに、刑訴法 314 条 1 項にいう『(A)』とは、(B)、すなわち、被告人としての重要な (C) を弁別し、それに従って相当な (D) をすることのできる能力を欠く状態をいうと解するのが相当である。

原判決の認定するところによれば、被告人は、耳も聞こえず、言葉も話せず、手話も会得しておらず、文字もほとんど分からないため、通訳人の通訳を介しても、被告人に対して黙秘権を告知することは不可能であり、また、法廷で行われている各訴訟行為の内容を正確に伝達することも困難で、被告人自身、現在置かれている立場を理解しているかどうかも疑問であるというのである。右事実関係によれば、被告人に (B) があることには疑いがあるといわなければならない。そして、このような場合には、裁判所としては、同条 4 項により医師の意見を聴き、必要に応じ、更にろう（聾）教育の専門家の意見を聴くなどして、被告人の (B) の有無について審理を尽くし、(B) がないと認めるときは、原則として同条 1 項本文により、公判手続を (E) ものと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は、結局において、正当である。」

(A) — (B) — (C) — (D) — (E)

- (1) 責任無能力の状態—責任能力—権利—防御—打ち切るべき
- (2) 心神喪失の状態—責任能力—権利—行為—打ち切るべき
- (3) 責任無能力の状態—訴訟能力—利害—対応—停止すべき
- (4) 心神喪失の状態—訴訟能力—利害—防御—停止すべき
- (5) 心神喪失の状態—責任能力—利害—行為—停止すべき

【No.9】 被告人甲及び同乙が被害者を殺害したとして両名が併合審理されている殺人被告事件の第3回公判期日において、検察官は、甲を証人として取り調べて、乙が被害者を殺害した状況を立証しようとしている。裁判所はこの検察官の証拠調べの請求を認める証拠決定をする場合に採らなければならない手続を1つ選びなさい。ただし、最高裁判所の判例がある場合には、それに従うものとする（2点）。

- (1) 訴因の変更
- (2) 弁論の併合
- (3) 弁論の分離
- (4) 弁論の停止
- (5) 弁護人の選任

【No.10】 以下の文章のうち、正しいものを1つ選びなさい。ただし、最高裁判所の判例がある場合には、それに従うものとする（2点）。

- (1) 捜査機関は、弁護人から被疑者との接見の申出があったときは、原則として捜査の支障が生じるかを検討し、そのおそれがない場合に限って、接見の機会を与えるべきである。
- (2) 刑訴法 39 条 3 項の規定にいう「捜査のため必要があるとき」には、捜査機関が弁護人から被疑者との接見の申出を受けた時に、間近い時に被疑者を取り調べたり、実況見分、検証等に立ち合わせたりするなどの確実な予定があって、弁護人の必要とする接見を認めたのでは取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合が含まれる。
- (3) 弁護人から検察庁の庁舎内にいる被疑者との接見の申出を受けた検察官は、その庁舎内に、その本来の用途、設備内容等からみて、検察官が、その部屋等を接見のためにも用い得ることを容易に想到することができ、また、その部屋等を接見のために用いても、被疑者の逃亡、罪証の隠滅及び戒護上の支障の発生の防止の観点からの問題が生じないことを容易に判断し得るような部屋等が存在しない場合であっても、接見の申出を拒否することはできない。
- (4) 同一人につき被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕、勾留とが競合している場合には、検察官は、被告事件について防御権の不当な制限にわたらない限りであっても、刑訴法 39 条 3 項の接見等の指定権を行使することはできない。
- (5) 同一人につき被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕、勾留とが競合している場合、現に被疑事件があることから、司法警察員は、被告事件について防御に支障が生じるとしても、刑訴法 39 条 3 項の接見等の指定権を行使することができる。

【No.11】 覚せい剤を自己使用したとされる被疑者に対する強制採尿の実施手続の流れにつき、最高裁判所の判例に従って、以下の(1)ないし(8)を並べたもののうち、1番目と3番目にあたるものを、それぞれ1つずつ選びなさい。解答欄には、1番目、3番目の順で記入すること。ただし、(1)ないし(8)の中には使用しないものも含まれる(それぞれ2点)。

- (1) 司法巡査による捜索差押許可状の発付請求
- (2) 司法警察員による捜索差押許可状の発付請求
- (3) 司法警察員による鑑定処分許可状の発付請求
- (4) 発付された令状に基づく医師による尿の採取
- (5) 発付された令状に基づく警察技師による尿の採取
- (6) 司法警察員による発付された令状の被疑者への呈示
- (7) 司法巡査による身体検査令状及び鑑定処分許可状の発付請求
- (8) 発付された令状に基づく司法巡査による採尿に適する場所への連行

【No.12】 甲に対する殺人未遂被告事件の事前準備及び第1審公判手続につき、以下の(1)ないし(8)を並べたもののうち、3番目と6番目にあたるものを、それぞれ1つずつ選びなさい。解答欄には、3番目、6番目の順で記入すること。ただし、被告人は公判前整理手続には出席しておらず、また、(1)ないし(8)の中には使用しないものも含まれる(それぞれ2点)。

- (1) 裁判長による人定質問
- (2) 被告人への黙秘権の告知
- (3) 被害者参加人の弁論としての意見陳述
- (4) 被告人による被害者参加人に対する証人尋問の実施
- (5) 裁判所による公判前整理手続の結果の顕出
- (6) 裁判長による公判前整理手続に付す旨の決定
- (7) 裁判所による公判前整理手続に付す旨の決定
- (8) 検察官による被告人・弁護人への主張関連証拠の開示

【No.13】 以下の文章を読み、かっこにあてはまる語句を以下の語群の中から1つ選びなさい。ただし、語群の中から同一のものを選ぶことはできる(それぞれ2点)。

刑訴法第320条は、「第321条乃至第328条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。」と規定している。一般に、この規定は(A)証拠

の証拠能力を否定する法則を定めたものとされている。しかし、刑訴法は、(A) 証拠が
いかなるものであるのかを具体的には定義していないが、同条からすれば、(A) 証拠と
は、(B)、公判期日外における他の者の供述を内容とする書面であってその内容の真実
性が要証事実となるものとされる。

この法則の根拠は、(C) を具体化したものであるとする学説があったが、現在の通説
は、(A) 証拠は、法廷で供述をする者の (D) に誤りが生じる虞があるので、(E) が (F)
権を行使することで、前記 (D) に誤りがないかをチェックすることにあるとする見解
が一般的である。

語群

(1) 実体的真実主義、(2) 反対尋問、(3) 書面、(4) 弁護士、(5) 公判期日における
供述に代えた書面、(6) 被告人の反対尋問権の保障、(7) 直接主義、(8) プロセス、
(9) 相手方当事者、(10) 供述者の供述の信用性、(11) 知覚→記憶→表現・叙述のプ
ロセス、(12) 起訴状一本主義、(13) 伝聞、(14) 記憶→叙述→発言・知覚のプロセス

刑事訴訟法

第 39 条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護士又は弁護人を選任することが
できる者の依頼により弁護士となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第 31 条第 2 項の許
可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。
②前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑
者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することが
できる。

③検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査
のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第 1 項の接見又は授受に関し、その日時、場所
及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に
制限するようなものであってはならない。